⑸ The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system : From 10 : 00 A.M. 21 April 2017 to 12 : 00 (noon) 24 April 2017 (tenders brought with From 10 : 00 A.M. 21 April 2017 to 12 : 00 (noon) 24 April 2017 or tenders submitted by mail From 10 : 00 A.M. 21 April 2017 to 12 : 00 (noon) 24 April 2017)

⑹ Contact point for tender documentation : The first Contract Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―5―1, Sannomaru, Naka-Ward, Nagoya-City, Aichi-Prefecture 460―8514, Tel 052―953―8138 ex. 2526

入札公告（建設工事）の取消

次のとおり入札公告を取り消します。

平成29年1月31日

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

鉄道建設本部大阪支社長　蓼沼　慶正

◎調達機関番号　565　◎所在地番号　27

○大支公告第80号、大支公告第81号

平成28年12月15日付（号外政府調達第235号・38ページ）掲載の入札公告（建設工事）大支公告第64号「北陸新幹線、越前三ツ屋高架橋（電子入札対象案件）」、平成28年12月15日付（号外政府調達第235号・41ページ）掲載の入札公告（建設工事）大支公告第65号「北陸新幹線、武生橋りょう他（電子入札対象案件）」を取り消します。

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

平成29・30年度において独立行政法人造幣局における建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示する。

平成29年1月31日

独立行政法人造幣局理事　西堤　英行

◎調達機関番号　561　◎所在地番号　27

1　契約の種類及び業種の区分　競争参加資格を得ようとする者の契約の種類及び調達されるサービスの業種の区分は次のとおりとする。

⑴　総合建設工事　①土木一式工事　②建築一式工事

⑵　総合建設工事以外の工事　①大工工事　②左官工事　③とび・土木・コンクリート工事　④石工事　⑤屋根工事　⑥電気工事　⑦管工事　⑧タイル・れんが・ブロック工事　⑨鋼構造物工事　⑩鉄筋工事　⑪ほ装工事　⑫しゅんせつ工事　⑬板金工事　⑭ガラス工事　⑮塗装工事　⑯防水工事　⑰内装仕上工事　⑱機械器具設置工事　⑲熱絶縁工事　⑳電気通信工事　㉑造園工事　㉒さく井工事　㉓建具工事　㉔水道施設工事　㉕消防施設工事　㉖清掃施設工事　㉗解体工事

⑶　測量・建設コンサルタント等　①測量　②建築士事務所　③建設コンサルタント　④地質調査　⑤補償コンサルタント　⑥土地家屋調査　⑦計量証明　⑧その他

2　申請の時期　平成29年２月３日から随時。郵送による受付とする。ただし、持参する場合は行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日は除くものとし、受付時間は９時から12時、13時から17時とする。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　当局所定の「一般競争参加資格審査申請書」(以下「申請書」という。)を別記１に掲げる申請場所において、競争参加資格を得ようとする者に配布する。また、インターネットにより造幣局ホームページ（http://www.mint.go.jp/）にアクセスし、申請書を出力することもできる。

⑵　申請書の提出方法　造幣局で付与する競争参加資格は本局、さいたま支局及び広島支局の三局全てに対して有効なものとなるので、申請者（建設工事の申請者が経常建設共同企業体の場合にあっては、その代表者）は、申請書に次に掲げる申請の添付書類を添付した上で、Ａ４ファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に申請者の名称を記入して、等級決定通知書送付にかかる封筒（82円切手が貼付され、かつ、送付先が記載された返信用封筒（長形３号程度））を添えて、別記１に掲げる申請場所に提出することとする。また、公的機関が発行する書類については、発行日から３か月以内のものとする（内容が鮮明であれば写しでも可）。

⑶　申請の添付書類

①　建設工事

(a)　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し

(b)　工事経歴書

(c)　営業所一覧表

(d)　納税証明書その３の３等又はその写し

(e)　建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体による場合に限る。）

(f)　適格組合証明書の写し（官公需適格組合による場合に限る。）

(g)　企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し（グループ経営事項審査の結果による場合に限る。）

(h)　企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し（持株会社化経営事項審査の結果による場合に限る。）

(i)　合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限る。）

なお、「物品の製造・販売業者等のうち、『畳工事』、『厨房工事』、『衛生施設等の工事』に準ずる行為を行う者」又は「建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項ただし書の規定により建設業者とみなされる者」については、(a)の書類に代えて、次の(j)～(k)の書類を添付するものとする。

(j)　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）

(k)　財務諸表類（直前２年度分）

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者のうち、更生手続及び再生手続（以下「更生手続等」という。）の開始の決定以後に競争参加資格の申請を行う者については、次の(l)～(n)の書類を合わせて添付するものとする。

(l)　更生手続等開始の決定書の写し

(m)　貸借対照表及び損益計算書

(n)　更生手続等開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

②　測量・建設コンサルタント等

(a)　測量等実績調書

(b)　技術者経歴書

(c)　営業所一覧表

(d)　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）

(e)　登録証明書等又はその写し（各種登録規程等法令に基づき登録等を受けていることを証明する書類）

(f)　納税証明書その３の３等又はその写し

(g)　財務諸表類（直前２年度分）

⑷　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語により記載したものは、日本語の訳文を付し又は添付すること。

②　添付書類のうち金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4　競争に参加することができない者

⑴　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

⑵　次の①から⑧までの一に該当すると認められる者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）で、その事実があった後２年を経過していない者

①　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者